

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協会は、長野県トライアスロン協会（NAGANO TRIATHLON ASSOCIATION=略称NTA）と称する。

(統 轄)

第2条 当協会は、長野県におけるトライアスロン競技（デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む）を統轄及び代表する団体であり、社団法人 日本トライアスロン連合（=略称JTU）に加盟する。

(事務所の所在地)

第3条 当協会は、事務所を 長野県長野市問御所町 1200 番地 信越放送株式会社（=略称SBC）内に置く。

(目 的)

第4条 当協会は、トライアスロン競技の普及および振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第5条 当協会は、第4条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 長野県内のトライアスロン（デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む）競技団体への指導及びその行事(大会開催等)の指導
- (2) トライアスロン競技の競技会の開催
- (3) トライアスロン競技の技術講習及び指導者の養成
- (4) トライアスロン競技に関する調査・研究
- (5) 別に定めるトライアスロン競技の大会等への参加役員及び選手の選定、派遣
- (6) 会報の発行
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

第2章 会 員

(資 格)

第6条 当協会の会員は、長野県内に住所をもつトライアスロン競技の愛好者とする。但し、県外の住所であっても長野県内に存する企業に勤務する場合には当協会へ会員登録ができるものとする。

(種 別)

第7条 当協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 個人会員 当協会の目的の趣旨に賛同し、入会を申し出た個人
- (2) 特別会員 当協会の目的の趣旨に賛同した法人及び団体
- (3) 賛助会員 当協会の目的の趣旨に賛同して賛助するために入会した個人及び法人、団体

(入会及び会費)

第8条 当協会へ入会(会員登録)を希望する者は、別に定める入会申込書及び会費規則による年会費を会長あて事務局へ納入することにより入会(会員登録)する。

第3章 役 員

(種別及び員数)

第9条 当協会に、次の役員を置く。但し、必要に応じて名誉会長、顧問、参与を置くことができるものとする。

| | |
|-------------|--------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 副 理 事 長 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 10名以上20名以内 |
| (6) 評 議 員 | 第10条4項の定めによる |
| (7) 監 事 | 2 名 |

(選 任)

第10条 当協会の会長及び副会長は、理事会において推挙し、評議委員会の議決により選任する。

- 2、理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、評議委員会の議決により選任する。
- 3、理事は、評議委員会において次の各号の中から選出し、その決議により選任する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域団体等の推薦を受けた者
 - (3) 会長の委嘱による者
- 4、評議員は、地域団体等の推薦を受け会長が委嘱した者5名以上10名以内とする。但し、特に必要がある場合には増員する事ができるものとする。
- 5、監事は評議委員会において承認をし、会長が委嘱する。

(職 務)

第11条 会長は、当協会を代表し、協会の業務を統轄する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。但し、会長があらかじめ指名した者がいるときには、その順序により職務を代行する。
- 3、理事長は、当協会の業務を掌理し、及び当協会の業務を執行する。

- 4、理事長は、会長及び副会長に事故があるときには、その職務を代行する。また、理事長に事故があるときには、副理事長が互選により、その職務を代行する。
- 5、理事は、理事会を組織し当協会の業務を審議し執行する。
- 6、評議員は、評議委員会を組織し、当協会の業務を審議し議決する。
- 7、監事は、当協会の業務執行の状況及び、会計を監査する。

(任期)

- 第12条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議委員会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2、増員により、又は補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
- 3、役員は、辞任により第9条第1項の員数を下回った場合には、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第4章 会 議

(種別)

- 第13条 当協会の会議は、評議委員会及び理事会とし、会長が招集する。

(評議委員会)

- 第14条 評議委員会の議長は、その会議に出席した評議員の互選により選出する。
- 2、評議委員会は、定時評議委員会と臨時評議委員会の2種類とする。
- 3、定時評議委員会は事業年度終了の後2ヶ月以内に開催をし、臨時評議委員会は必要に応じて開催をする。
- 4、評議委員会は、出席評議員及び委任出席をあわせ全評議員総数の2分の1以上をもって成立する。
- 5、評議委員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合には議長の決するところによる。
- 6、評議委員会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収入支出予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収入支出決算に関する事項
 - (3) 定款の制定及び改廃に関する事項
- 7、評議委員会は次の事項を提案及び議決することができる。
 - (1) 当協会の事業及び業務の執行に関する主要な事項

(理事会)

- 第15条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2、理事会は必要に応じ開催し、出席理事及び委任出席をあわせ全理事の総数の2分の1以上をもって成立する。
- 3、理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合には議長の

決するところによる。

4、理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収入支出予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収入支出決算に関する事項
- (3) 定款ほか規則等諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、会長が特に付議した事項
- (5) 理事長は、事案につき緊急の必要があり、かつ理事会の開催をする暇のなき場合には、副理事長と協議のうえ先決、及びその決済(予備費を支出)をすることができる。但し緊急にとられた先決処置は臨時のものであって、次の理事会において同意を得られない場合にはその効力を失う。また、緊急の決済については、事後に理事会の承認をえなければならない。

第5章 会 計

(事業年度)

- 第16条 当協会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(経費)

- 第17条 当協会は、会費、事業収入、補助金・寄付金及びその他の収入により経費に充てることとする。

(事業計画及び予算)

- 第18条 当協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに作成し、評議委員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第19条 当協会の、事業報告及び収入支出決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し監事の監査を受け、評議委員会の議決を経なければならない。

第6章 事 務 局

(事務局の設置)

- 第20条 当協会に、この協会の事務を処理するため事務局を設置し、第3条の事務所にて業務を遂行する。
- 2、事務局には、事務局長、事務局次長及び若干名の職員を置くものとする。

(職員の任命)

- 第21条 事務局長及び事務局次長の任命は会長がおこなう。
- 2、職員の任命は、事務局長が必要に応じてこれをおこなう。

(服務及び運営規程)

第22条 職員の服務及び事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別にこれを定める。

これは

長野県トライアスロン協会 の定款原本 である。

長野県トライアスロン協会

会長 小口 正行

第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第23条 当協会の事業遂行のために必要がある場合には、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができるものとする。

(委員会規定)

第24条 専門委員会の運営に関する諸規定は、理事会において別にこれを定める。

第8章 補 則

(定款変更)

第25条 この定款を改正及び廃止等の変更をするには、評議委員会の議決を要するものとする。

(規則その他)

第26条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に関し必要と認められる規則及び細則等の諸規定の制定及び改廃をするには、理事会においてこれを定めることができるものとする。

以上、

附 則

- 1、この定款（旧規約）は平成元年7月15日から施行する。
- 2、平成元年度の事業(旧会計)年度は第16条(旧規約第17条)の規定にかかわらず協会設立の日から同年12月31日までとする。
- 3、平成4年4月11日一部改正、翌日より施行する。
- 4、平成7年1月21日一部改正、翌日より施行する。
- 5、平成12年5月13日一部改正、翌日より施行する。
- 6、平成19年9月29日一部改正及び規約から定款へ変更、翌日より施行する。
- 7、平成21年5月30日一部改正、翌日より施行する。